



## くみあい通信



### 2013年度 新役員紹介

7月27日(土)1時過ぎから、東広島キャンパス学生会館大集会室において組合定期大会を開催しました。以下、あらためて新役員をご紹介します、定期大会の状況を議事録にてご報告します。

	役職名	氏名	職種	所属支部等
1	執行委員長	西別府 元日	教員	文学研究科支部(新規)
2	副執行委員長	松生 建	教員	社会科学研究科支部(前年執行委員)
3	副執行委員長	阿部 哲久	教員	附属中・高支部(新規)
4	書記長	飯沼 昌隆	教員	理学部支部(前年書記次長)
5	書記次長	小藪 猛	組合職員	組合本部支部(前年書記次長)
6	経理部長	西村 雄郎	教員	総合科学部支部(前年執行委員)
7	執行委員	佐藤 大志	教員	教育学研究科支部(前年執行委員)
8	執行委員	細野 賢治	教員	生物生産学部支部(新規)
9	執行委員	西野 信博	教員	工学研究科支部(新規)
10	執行委員	平野 洋子	看護師	震支部(前年執行委員)
11	執行委員	土井 徹	教員	附属東雲支部(新規)
12	監査委員	湯浅 理枝	教員	附属三原支部(新規)
13	監査委員	山下 雅文	教員	附属福山支部(新規)
14	監査委員	門前 文恵	契約職員	教育学研究科支部(新規)



### 西別府新執行委員長あいさつ

「老兵は死なず、消え去るのみ」、この名言にそって、静かに退職して溜まっている宿題ととりくめる自由な時間へあと少しの処にきて、執行委員長という大役を担うことになりました、文学研究科支部の西別府元日です。来年の3月に63歳になります。「年金支給前の再雇用」の対象となる世代で、その処遇方針に憤っての所業ではありません。今回、一大決心をしましたのは、20年間お世話になった文学研究科の同僚のみなさんへのご恩返しと、昔の知友への義理以外のなにもでもありません。

物心ついたときは、エネルギー革命のまったなか。労働者の「首切り」反対のスローガンとは違和感なく育ちましたが、積極的にその後の労働運動のなかで一定の役割を担うというようなことはなく、大学に就職する以前に勤めた中高一貫校での組合役員と、文学研究科支部役員という経験しかありません。しかし、労働者の子どもとして生まれ、成長してきたことは、自分の真髄ですから、よりよい職場環境の実現と妥当な賃金の獲得にむけて、任務をまっとうしたいと考えています。

今回、定期大会に出席するにあたって、あらためて大会議案書に眼をとおしましたが、重点項目として設定された5つの問題には、45もの具体的な課題が記されています。これをみますと、広島大学のなかには多種多様な職場や就労形態があり、個々の問題点を十分に理解することは、私の錆びかけた脳にはかなりハードな作業ですが、組合員の皆さまのご指導ご協力と、優秀な書記局スタッフの強力なサポートをいただきながら、一つひとつ一歩一歩、よりよいかたちにしていかなければならないと思っています。

こうした課題の提示の一方、議案書のなかには、1998年から2013年にかけての組合員数の推移をしめす一覧表が掲載されています。一瞥していただければ、ご多分に漏れず昨今の労働運動のなかで顕著になっている長期衰退傾向の感は否めません。しかしそのなかでも、詳細にみるならば、その傾向がくい止められそうな時期がありました。いうまでもなく独立法人化が現実のものとなった2003年・2004年ごろのことです。それぞれは小さな数字ですが、各支部で組合員の増加がみられます。法人化で危惧した問題が、解決・解消したわけではなく、労働条件等の面ではむしろ問題が大きくなっている部分もあるようです。労働組合の場合、「数は力なり」は間違いのない事実です。なかまの一層の拡大によって、「組合員の団結により、雇用の保障、労働条件の維持改善、職場環境の改善に努め、大学の民主化を図る」(広島大学教職員組合規約第2条)という目的を実現していこうではありませんか。

なによりも教職員がそれぞれの職場で、生き生きと自己実現をはたしている姿こそ、最高の教育であることを確信して。

## 広島大学教職員組合 2013年度定期大会議事録

1. 開催日時 2013年7月27日(土) 13時02分～15時24分
2. 開催場所 東広島市鏡山1丁目4番5号 広島大学 大学会館 大集会室
3. 代議員の総数 49名
4. 出席した代議員数 41名 内訳:本人出席 17名  
出席者委任出席 7名  
書面議決書出席 17名

上記出席により、定足数に達し、本大会は成立した。

### 5. 出席役員

#### (1)出席執行委員の氏名

西田 恵哉、三浦 正幸、伊藤 直哉、橋本 俊也、飯沼 昌隆、小薮 猛、松生 建、  
佐藤 大志、西村 雄郎

### 6. 開会宣言及び執行委員長挨拶

書記長 橋本俊也 が、出席代議員数が代議員総数の過半数に達していることを報告して開会を宣し、まず、執行委員長 西田恵哉 の挨拶が行なわれた。

### 7. 議長及び議事録署名人等の任命

書記長 橋本俊也 が議長の選出を求めたところ、代議員 松木 一弘 が満場異議なく議長に選出された。議長は議長席につき、議事録署名人及び書記兼大会運営補助員を次のとおり任命した。

議事録署名人 森下 文浩、小櫃 剛人  
書記兼大会運営補助員 和田 純子、岡本 敏一

### 8. 議事の経過の要領とその結果

審議に先立ち、議長より議事運営について以下のとおり提案があり、承認された。  
議案の関連する性格から、第1号議案と第2号議案は併せて提案を受けて討議し、採決は個別に挙手で行なうこととする。また、第3号議案と第4号議案は併せて提案を受けて討議し、採決は個別に挙手で行なうこととする。

#### 第1号議案 2012年度活動報告

書記長 橋本俊也 より別紙「2012年度活動報告」のとおりの提案があった。  
特別な討議もなく、挙手で採決が行なわれ、反対0票、保留0票、賛成40票 で第1号議案は原案どおり承認可決された。

#### 第2号議案 2012年度決算

書記次長 小薮猛 より別紙「2012年度決算」のとおりの提案があった。  
特別な討議もなく、挙手で採決が行なわれ、反対0票、保留0票、賛成40票 で第2号議案は原案どおり承認可決された。

#### 第3号議案 2013年度活動方針

書記次長 飯沼昌隆 より別紙「2013年度活動方針」のとおりの提案があり、討議が行なわれた。  
附属小学校への労働基準監督署是正指導に関する対応方針について、及び、東広島地区駐車場利用者負担金問題に関する方針転換について質疑応答・意見表明が行なわれた。  
討議の後、挙手で採決が行なわれ、反対0票、保留0票、賛成40票 で第3号議案は原案どおり承認可決された。

#### 第4号議案 2013年度予算

書記次長 小薮猛 より別紙「2013年度予算」のとおりの提案があった。

特別な討議もなく、挙手で採決が行なわれ、反対0票、保留0票、賛成40票で第4号議案は原案どおり承認可決された。

#### 9. 閉会宣言及び議長・書記等の解任

全議案が終了し、議長より閉会が宣言されるとともに議長及び書記兼大会運営補助員が解任された。

以上の決議を明確にするため、議長及び議事録署名人が記名押印する。

2013年7月27日

広島大学教職員組合2013年度定期大会

議長	松木 一弘
議事録署名人	森下 文浩
議事録署名人	小櫃 剛人



写真 左：新役員紹介／下：開会宣言



## 附属学校園の過重労働問題と労働基準監督署の「是正指導」について

附属学校園教員の過重労働問題は、組合として以前よりその改善を課題として位置付けて来ましたが、一昨年11月～昨年3月にかけて実施された附属学校園教員の労働実態調査もその一環として組合が大学へ要求し、実現したものでした。組合によるその調査結果の集計では、全附属学校園教員の1人当たり平均時間外労働は月79時間36分となり、その過重さが改めて浮き彫りになったと言えます。

厚生労働省による労災認定の際の「脳・心臓疾患の認定基準」では、「発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱い」、おおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まる、「発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強い」と述べています。

使用者である大学は、教職員の過重労働による労働災害や健康障害を防止する責務を負っており、それら災害や健康障害の重大性を考慮するならば、予算云々に優先する真剣な取り組みを行なうべきなのです。

そうした中で、この4月下旬に労働基準監督署が附属小学校に調査に入り、大学に対して附属学校園教員の労働時間管理に関する「是正指導」を行ないました。その内容は以下です（小藪要約）。

(1) 教員の労働時間を適正に管理すること。また、直近過去3カ月の労働時間を調査して、不足して

いる時間外労働手当を支払うこと。(これまで時間外手当はなく、本給の4%の教職調整額の支払いのみ…小薮注)

(2) 所定時間外において、どのような業務が時間外労働に当たるかを明確にし、周知すること。

(3) 拘束時間の長い教員への産業医による面接指導など、過重労働による健康障害防止に努めること。

現在、翠の附属小学校において、試行として、直近過去3カ月間の労働時間遡及調査と今後の労働時間管理への取り組みが行なわれているところです。

この問題へどのように対処するかは、附属学校園教職員及び大学並びに組合にとって非常に重要なものとなります。この問題について既に2回の「要求書」を大学へ提出しましたが、本質的な部分に関する整理も交渉もこれからになります。そして、その対処は、附属学校園教員の過重労働の改善につながるものでなければなりません。

この問題については、今後も継続してお知らせするようになると思います。

組合としては、附属学校園教員の全員へ大きく影響する重大問題であり、2013年度活動方針の以下の点を踏まえて問題・課題を整理し、全力で取り組んでいきます。

**附属学校園教員の職務は、その中心対象が児童・生徒等の「人」であり、社会一般的な効率性や生産性のアップが通用しない、したがって、それを強制すれば本来の意味が阻害されてしまう問題が存在します。この職務の特殊性を十分に踏まえ、全附属学校支部と密接に連携して対処して行きます。**

(参考)

附属学校園教員の職務内容とその業務遂行を考えれば、大学教員に適用されている「専門業務型裁量労働制(労働基準法第38条の3)」が述べる「業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なものとして厚生労働省令で定める業務」(同条第1項第1号)に類似していると言えます。

しかし、この厚生労働省令で定める業務は「7 学校教育法に規定する大学における教授研究の業務(主として研究に従事するものに限る)」と規定され、また、通達で「大学の教授、助教授及び講師の業務をいう。助教も対象になる」、「『主として研究に従事する』とは、講義等の時間が1週の所定労働時間の5割に満たない程度であること」(いずれも小薮要約)とされています。

つまり、この専門業務型裁量労働制を附属学校園教員へ適用することはできないわけです。

また、使用者が労働者の労働時間を正確に把握できない場合の「みなし労働時間」制度も労働基準法第38条の2に規定されていますが、それは「労働時間の全部又は一部について事業場で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するためには通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、(労使協定により定めた時間を労働したものとみなす…小薮)」とし、あくまで「事業場外」の労働に限定したものとされています。したがって、この「見なし労働時間」制も適用できないこととなります。(文責 小薮)

全労済の  
「マイカー共済」と「こくみん共済」  
の案内です。(挟み込みチラシ参照)

夏休みの間にゆっくり、ご検討ください!!!!

発行 広島大学教職員組合

(東広島事務所 本部)

東広島市鏡山1-7-2(広大西口 西エネルギーセンター内)

内線(東広島84)5390 TEL/FAX 082-422-7556

メール union@hiroshima-u.ac.jp

ホームページ <http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>

